

日本学生支援機構

令和3年度第二種奨学金（短期留学）採用の募集について ～海外の大学・大学院・短期大学に短期留学を希望する人向け～

日本学生支援機構は、経済的理由により就学が困難である優れた学生等に対し、学費として奨学金を貸与します。機構の奨学金は貸与ですから、返還の義務が有り、必ず返還しなくてはなりません。返還は貸与終了後から始まります。返還が滞ると、返還が終わっていない全額と延滞金等を一括で返す必要があります。

なお、返還中に病気・失業などで返還が困難になった場合は、状況に応じて割賦金額を減額して返還期間を延長する制度や返還期限を猶予する制度等があります。

1. 申込資格

国内の学校に在籍中のまま、令和3年度中に海外の大学・大学院・短期大学に短期留学をする者で、下記のいずれかの条件で留学する場合。

- (1) 国内在籍学校の学生交流に関する協定等に基づく留学であること
- (2) 留学により取得した単位が、国内在籍学校の単位として認定される留学であること

2. 貸与期間

3ヵ月以上1年以内で、日本学生支援機構で認めた留学の期間

3. 書類提出期限

申込みを希望される方は、**学生課 学生支援係**までお越し下さい。書類をお渡しします。留学開始月によって、学校への書類提出期限が異なります。

回	留学開始月	学校への書類提出期限
第1回	令和3年4月～7月	令和3年1月8日（金）
第2回	令和3年8月～11月	令和3年5月7日（金）
第3回	令和3年12月～ 令和4年3月	令和3年9月10日（金）